

令和8年
1月23日(金)
発行終了



固定資産価格通知書 が廃止されます

野々市市から金沢地方法務局への地方税法第422条の3の規定に基づく通知の電子化に伴い、不動産（土地・建物）の所有権移転等の登記申請の際に、登録免許税算定のため無料で交付しておりました「固定資産価格通知書」は、**令和8年1月23日(金)**をもって**廃止**いたします。

* 郵便での請求の場合、令和8年1月23日(金)到着分まで受付します。

価格通知書の代わりとなるもの



課税明細書

毎年5月頃発送の
納稅通知書に同封
※再発行はできません

名寄帳の写し

1名義につき200円
※縦覧期間中(4/1～
5/31)は無料で発行

固定資産評価証明書

1件につき200円
※家屋は1棟を1件
土地は5筆まで1件

ご留意ください



- ✓ 公衆用道路などの非課税の土地や、年度途中に地目が変わった土地など、近傍類似地の価格が必要な場合は、金沢地方法務局が発行する「固定資産評価証明交付依頼書（仮称）」を添付のうえ、固定資産評価証明書を取得してください。
- ✓ 司法書士・土地家屋調査士等が、名寄帳の写しや固定資産評価証明書を代理申請される場合は、原則、所有者または相続人からの委任状が必要です。
- ✓ 所有者が亡くなっている場合は、相続人であることが確認できる戸籍謄本等の写しが必要となります。